

~~4246~~~~202~~

甲第 35 号証

甲第 1
29
号証

Subject: 自主確認試験結果

From: 石橋 貴紀 <ishibashi@takechi.co.jp>

Date: Fri, 25 Dec 2009 18:06:15 +0900

To: 野平技師長 様 <nohira@kajima.com>, 宮崎 部長 様 <gifu.seppan.i.co@herb.ocn.ne.jp>, 小野田取締役執行役員 様 <kazuyuki-onoda@agb.co.jp>

CC: 山下部長様 <s.yamashita@takechi.co.jp>

鹿島建設株式会社

建築管理本部 建築技術部技師長 野平様

旭ビルウォール株式会社

取締役執行役員 小野田様

岐阜折板工業株式会社

専務取締役 毛利様

貴社におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本日自主確認試験が終了しましたので速報ですが報告します。

甲第
87
号証

91

①耐火試験は表面加熱・裏面加熱ともに判定基準を満たし合格

②屋内試験時加熱面にバルブタイトRV6605-910W（アルミ合金）で取り付けていた
 アングル7×75×125は、試験後の解体によってKOウォールから脱落し加熱炉内に
 残存しているのが確認されました。

以上宜しくお願いします。

株式会社タケチ

技術部ダイヤロック技術グループ 石橋

tel 089-982-1131

fax 089-946-7014

e-mail ishibashi@takechi.co.jp

20091216KOファーサード自主確認試験結果報告書(速報).pdf

Content-Type: application/pdf

Content-Encoding: base64

甲第 35 号証 の 2

甲第
87
号証
の
2

鹿島建設株式会社 御中
旭ビルウォール株式会社 御中
岐阜折板工業株式会社 御中

KOファサード自主確認試験結果報告書
(速報)

2009年12月25日

株式会社タケチ



1. 目的

プラスチックボードを使用しないK0パネル及び目地の耐火性能を検証する為
弊社試験炉で1時間耐火試験を行った。その内容を報告する。

2. 試験日

2009年12月25日

3. 試験場所

株式会社タケチ 伊予工場 愛媛県伊予市上吾川1231

TEL 089-982-1131

FAX 089-946-7014

4. 参加者

タケチ 池田、石橋

5. 試験体

支給品 75×264×550 (有効加熱面積 400×400mm)

ロックウール t=75mm

| 番号 | 内容 | 試験日 | 備考 |
|-----------------|--|-------|----|
| 自主確認試験(表面) | 膨張黒鉛による目地強化 | | |
| 自主確認試験(裏面) | バルブタイト RV6605 アルミ合金 | 12/25 | |
| 岐阜折板殿提案 目地詳細 | <p>シール深さ 10mm 変性バルブタイト 耐熱シート 10×15mm バルブタイト RV6605 アルミ合金 20mm 76mm 室 内 側 125mm (シール幅) 金属 バルブタイト RV6605-910W L-125×75×6mm</p> | | |

6. 試験方法

表面加熱

加熱曲線 : $T = 345 \log_{10} (8 t + 1) + 20$

T : 平均炉内温度 (°C) t : 試験経過時間 (分)

試験時間 : 60 分加熱+180 分放置

測定 : 炉内 3 点、裏面温度 3 点

判定基準 : 試験体の裏面温度上昇が平均で 140K 以下、最高で 180K であること。

非加熱側へ 10 秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。

非加熱側で 10 秒を超えて継続する発炎がないこと。

火炎が通る亀裂等の損傷を生じないこと。

裏面加熱

加熱曲線 : 表面加熱と同じ。

試験時間 : 表面加熱と同じ。

測定 : 炉内 3 点

判定基準 : 非加熱側へ 10 秒を超えて継続する火炎の噴出がないこと。

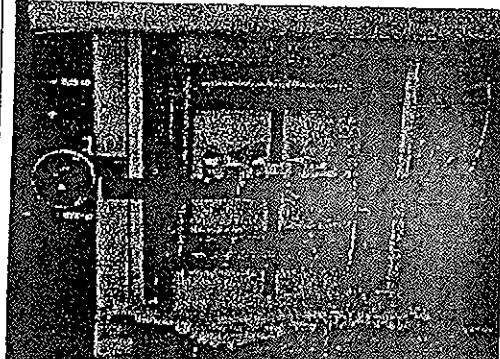
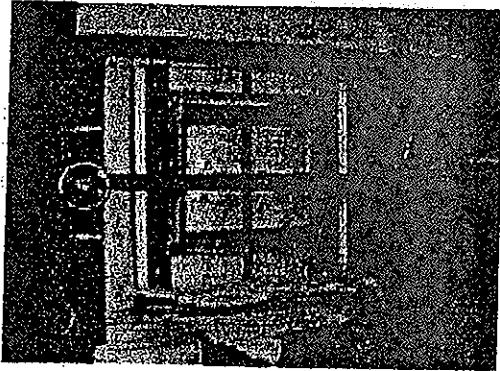
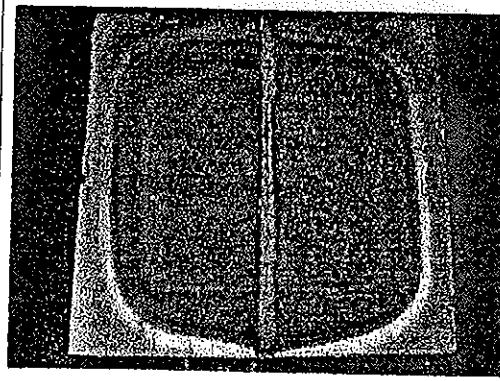
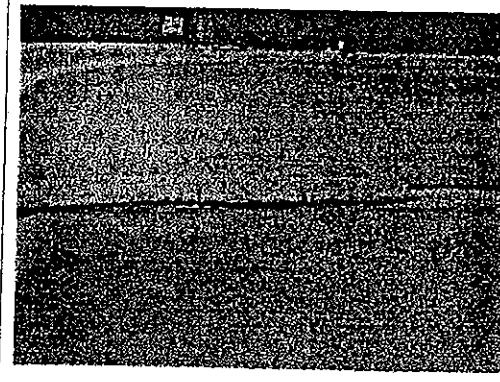
非加熱側で 10 秒を超えて継続する発炎がないこと。

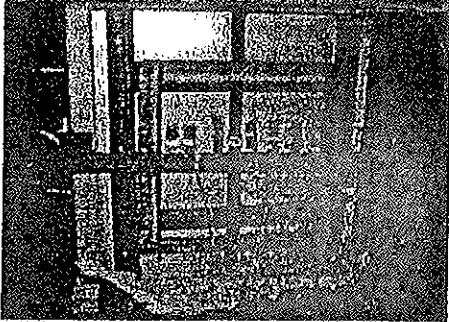
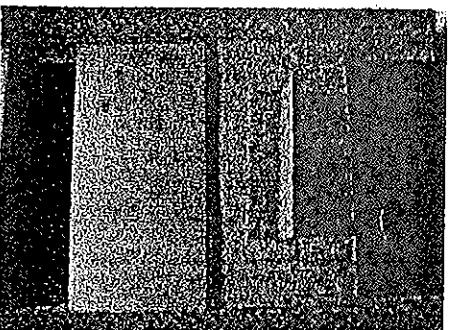
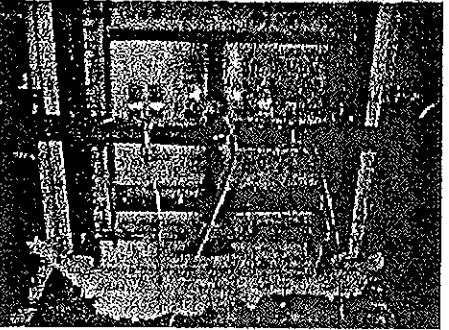
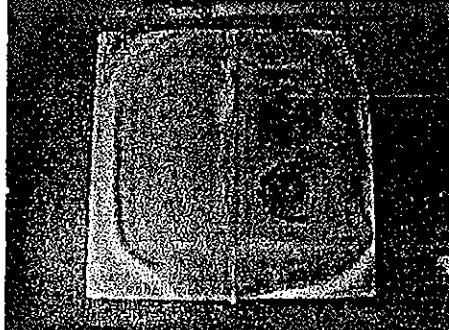
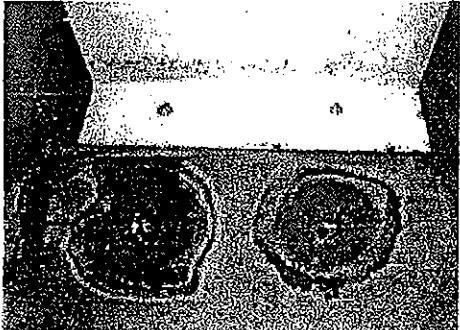
火炎が通る亀裂等の損傷を生じないこと。

7. 試験結果

- ①耐火試験は表面加熱・裏面加熱ともに判定基準を満たし合格
- ②屋内試験時加熱面にパルプタイト RV6605-910W (アルミ合金) で取り付けていた
アングル 7×75×125 は、試験後の解体によって KO ウォールから脱落し加熱炉内に
残存しているのが確認された。

以上

| | | |
|------------------|---|-----------------------------|
| 屋外側加熱 室温：11°C | 2009年12月25日 自主確認試験 加熱時間 60分 | |
| 試験前 |  | |
| 試験後 |  | 目地周辺の鋼板黄色に変色 |
| 試験後 加熱面 |  | 变成シール・膨張黒鉛とともに炭化しているが、目地に残存 |
| |  | |

| | | |
|--------------------|---|--|
| 屋内側加熱 室温 : 15°C | 2009年12月25日 自主確認試験 加熱時間 60分 | |
| 試験前 |   | 加熱面側にバルブタイト RV6605-910W (アルミ合金) アングル 7×75×125 で取り 付け。 |
| 試験後 |  | 目地周辺部の変色が著しい |
| 試験後 加熱面 |   | 目地はほぼ完全に炭化するも大きな亀裂等なく目地にとどまっている。 屋内試験時加熱面にバルブタイト RV6605-910W (アルミ合金) で取り付けていた アングル 7×75×125 は、試験後の解体によってKOウォールから脱落し加熱炉内に 残存しているのが確認された。 |

甲第
88
号証

国住指第3808号
平成26年1月29日

東京地方裁判所
裁判所書記官 高橋 裕子 様

国土交通省住宅局建築指導課長



民事訴訟法第186条に基づく嘱託調査について

平成25年12月27日付で調査嘱託のありました件について、別添のとおり回答いたします。

| | |
|------|--------|
| 貼用印紙 | _____円 |
| 郵券 | 130円 |
| 備考 | |



国土交通省住宅局建築指導課
係員 池田 直 (いけだ わたる)
TEL 03-5253-8111(内線 39-533)
FAX 03-5253-1630

回答

平成 22 年 4 月 7 日公表の「KO ウォール」を用いた外壁の耐火構造の仕様との不適合について（本件公表）の内容に関し、次のとおり回答する。

- 1 ワールド北青山ビル（本件ビル）で使用した KO ウォールを用いた外壁は、既存認定仕様（FP060NE-0076）に適合しない旨の発表がなされているが、当該外壁が FP060NE-0076 であると申請した者は誰か。

回答 本件公表は、「KO ウォール」を用いた外壁が耐火構造の仕様に適合しないことが判明した旨を公表したものであり、特定の物件が特定の認定仕様に適合しないことを公表したものではない。また、ご質問の申請をした者について当省は承知していない。

- 2 本件公表に際して行った調査において、岐阜折版株式会社は、本件ビルの外壁の仕様は、既存認定仕様（FP060NE-0076）と無関係であると説明していたか。

回答 「KO ウォール」を用いた外壁について、当該外壁は、既存の外壁の耐火構造の認定（FP060NE-0076）品の一部を用いて鹿島建設㈱、岐阜折版工業㈱等が共同で開発したものである、と説明している。

- 3 既存認定仕様（FP060NE-0076）との相違点として、連結用金物が存在しないことを挙げられているが、連結用金物が存在しないことをどのように把握したか。ヒアリングを行っている場合は、その相手や内容、現地調査を行っている場合は、本件ビルのどの場所をそのような方法で調査されたのか等調査方法を具体的に回答されたい。

回答 「KO ウォール」を用いた外壁を使用した 7 物件の所在する特定行政庁を通じて調査を行ったところ、外装材の連結用金物が存在しない場合があることが判明した。

- 4(1) 日経 BP 社発行の平成 22 年 4 月 9 日付け「ケンプラッツ」の記事において、「国交省によると、実際に施工した仕様に耐火性能を高める工夫を施して鹿島が性能評価機関で試験を行ったところ、60 分の耐火性能が必要であるにもかかわらず、40 分程度の性能しかなかったという」と記載されているが、本件公表前に、かかる事実を把握していたか。

回答 「KOウォール」を用いた外壁を使用した7物件のうち1物件については、鹿島建設㈱より、現場と同じ仕様の外壁に耐火性能を高める措置を施した試験体で性能確認試験を行ったところ、60分の耐火性能に対して、屋外側加熱約50分、屋内側加熱約40分で不合格となったと聞いている。

(2) 把握していた場合、それはいつのことか。

回答 通報から公表までの間の調査の中で把握した。

(3) 当該試験結果と本件公表は関係があるか（当該試験結果が本件公表の契機となったか。）。関係がない場合、本件公表は、調査及びヒアリングのみで、KOウォールを用いた外壁の耐火性能を判断したものか。

回答 通報に基づき調査を行ったところ、「KOウォール」を用いた外壁が耐火構造の仕様に適合しないことが判明したことから、本件公表を行ったものである。

以上

2015年7月23日付 堀内社長より依頼された案件に対する報告書

甲第
89
号証

御堂筋フロントタワーの外装について実際に使用された商品は「KOパネル認定番号0076」であると述べられていますが事実と違います。又、鹿島建設による複数の実績があるとも述べられていますが、これも事実と違い全て虚偽の報告書です。

上記の説明

KOパネル0076は他社(西友ウォールマート)のために開発された商品です。冷凍倉庫にも使用するため目地幅は少なくし、10mmにするよう指導され、又日本国内は建築基準が厳しいので個別耐火認定を取得するよう要請され、開発した商品であります。他者及び他物件に利用する事はあり得ませんでした。(使用料を払えれば可能)

御堂筋フロントタワーで利用されたパネルは目地部に耐火ガスケットを代用して高層ビルの為ロックキング(揺れ)対応をするため、目地幅を20mmにし、元請責任としてシール及びシールバックで耐火性を確保する工法を鹿島建設主導で開発された商品です。この事は「2010年1月21日付三菱地所設計様より三菱地所様への報告書にもVE提案としてKOパネルの認定書と、参考図面と共に提案を受けました」と、述べられている様に、設計者及び建築関係者ならば、図面を見れば目地幅10mmと20mmとでは一目で理解できるはずです。

2015年7月24日

上記のことは全て事実であることを証言いたします。

岐阜折版工業 元代表取締役専務
毛利 忠志印